

再発防止策の提案・提言一覧表

提案・提言した再発防止策		対象事案	区分	提案・提言年月
① 監視活動の充実				
監視活動全般 情報対応	監視・指導体制の充実	桑名市五反田事案	不法投棄	平成16年12月
	監視指導体制の維持、強化、そして「目的志向型組織」へ	四日市市大矢知・平津事案	不適正処理	平成21年 1月
	情報提供に的確に対応できる仕組みづくり	桑名市源十郎新田事案	不法投棄	平成24年10月
② 人材育成・自己研鑽				
人材育成	職員の職務能力の向上	桑名市五反田事案	不法投棄	平成16年12月
	職員の意識向上(危機意識・規範意識)と実践力向上	四日市市大矢知・平津事案	不適正処理	平成21年 1月
	人材育成と組織力向上			
	法務能力の向上と課題解決力を備えた人材育成 ～廃棄物処理法を的確に運用解釈するうえで必要な法務能力の確保～	四日市市内山事案	不適正処理	平成24年 2月
	的確な廃棄物処理法の運用解釈と政策法務能力の向上	桑名市源十郎新田事案	不法投棄	平成24年10月
自己研鑽	感覚・感性を磨く(自己研鑽)	四日市市大矢知・平津事案	不適正処理	平成21年 1月
	あらゆる原因を想定した調査を実施できる感覚・感性の醸成	桑名市源十郎新田事案	不法投棄	平成24年10月
③ “経験知”の共有によるナレッジマネジメント				
	監視指導等のマニュアル構築、ノウハウを引き継げる仕組みづくり	四日市市大矢知・平津事案	不適正処理	平成21年 1月
	現場の状況を的確に把握するための手段			
	体系的な監視指導システムの構築～リスク認識と的確な現状把握～	四日市市内山事案		平成24年 2月
	的確に情報を伝達できる引継システムの構築			
④ 多様な主体との連携				
県民	県民(地域住民)との連携	四日市市大矢知・平津事案	不適正処理	平成21年 1月
市町	基礎自治体である市町との連携			
	市町村職員・森林組合職員に対する学習機会の確保	桑名市五反田事案	不法投棄	平成16年12月
関係団体	各関係機関、関係団体等との連携	四日市市大矢知・平津事案	不適正処理	平成21年 1月
	地域規制マップの作成による他部局との連携			
	環境部局の専門的知見を他法令所管部局と共有し対処する仕組みの構築	桑名市源十郎新田事案	不法投棄	平成24年10月
⑤ 情報収集・情報提供(情報発信)				
情報収集	積極的な情報収集	桑名市五反田事案	不法投棄	平成16年12月
	要監視項目に関する情報収集及び汚染状況の把握	桑名市五反田事案 (第2次検証)		平成22年 9月
情報提供	情報共有を一步進めた「情報交流」による情報把握と積極的な情報発信	四日市市大矢知・平津事案	不適正処理	平成21年 1月
	ホームページ活用による即時性をもった情報提供	桑名市五反田事案 (第2次検証)	不法投棄	平成22年 9月
⑥ 排出事業者・土地所有者への責任追及				
計画立案	明確な判断基準の作成とそれに沿った調査の実施 ～調査計画の立案と迅速かつ的確な調査結果の集約～	四日市市大矢知・平津事案 (第2次検証)	不適正処理	平成24年10月
進捗管理	定期的な進捗管理(マネジメント)の実施 ～事案の総合的な進捗管理から個別課題の進捗管理へ～			
引継	正確な業務引継の実施 ～現状を的確に伝達できる業務引継システムの構築～			
⑦ 費用求償				
マニ進捗管理	厳格かつ適正な費用求償の実施(費用求償体制の充実・手続マニュアルの整備等)	四日市市内山事案	不適正処理	平成24年 2月
	費用求償手続マニュアルの作成			
人材育成	実効性のある費用求償に繋がる進捗管理 ～財産調査台帳(財産調査データベース)作成による進捗管理～	桑名市五反田事案 (第3次検証)	不法投棄	平成24年10月
	費用求償手続に精通した人材の育成と税務部局との連携 意欲的に費用求償に取り組む人材の育成と管理職員の積極的な関与 ～費用求償プロセスの評価と組織力による費用求償の実施～			
⑧ 独自施策の展開				
	県独自の規制強化等による未然防止	四日市市大矢知・平津事案	不適正処理	平成21年 1月
	全国の不適正処理事案関係自治体との連携			
	維持管理積立金の積立状況の的確な把握	桑名市五反田事案 (第3次検証)	不法投棄	平成24年10月
	課題解決に繋がる法制度・政策の提案・提言	桑名市源十郎新田事案		
⑨ PDCAによる産業廃棄物行政の推進				
個別事案 再発防止策	措置命令事案の自発的検証と効果的なPDCAサイクルの実施	四日市市内山事案	不適正処理	平成24年 2月
	進捗管理表の作成・公表	桑名市五反田事案 (第3次検証)	不法投棄 不適正処理	平成24年10月
	再発防止策の取組状況のフォローアップ	桑名市源十郎新田事案 四日市市大矢知・平津事案 (第2次検証)		

(対象事案欄に第2次検証・第3次検証と記載のないものはすべて第1次検証)

特定産業廃棄物事案に関する調査検討委員会条例

〔平成19年7月4日公布・施行 三重県条例第38号〕

(設置)

第1条 特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法(平成15年法律第98号)第2条第1項に規定する特定産業廃棄物に関する事案(次条において「対象事案」という。)等について調査検討するため、知事の附属機関として、特定産業廃棄物事案に関する調査検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、知事の諮問に応じ、次の事項について調査検討する。

- (1) 対象事案に係る県が行った措置等の調査に関する事項
- (2) 産業廃棄物の不適正処分の再発防止についての検討に関する事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、委員5人以内で組織する。

2 前項の場合において、男女いずれかの委員の割合は10分の4を下回らないものとする。ただし、知事がやむを得ない事情があると認めた場合は、この限りでない。

(委員)

第4条 委員は、学識経験を有する者その他知事が必要と認める者のうちから、知事が任命する。

2 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(委員長)

第5条 委員会に、委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を行う。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、環境生活部において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営その他委員会に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

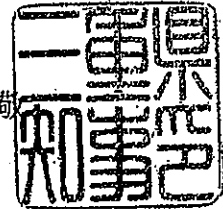
環生第20-210号

特定産業廃棄物事案に関する調査検討委員会

特定産業廃棄物事案に関する調査検討委員会条例（平成19年7月4日三重県条例第38号）第2条の規定に基づき、桑名市源十郎新田事案に係る県が行った措置等の調査について、貴委員会の意見を求めます。

平成28年2月16日

三重県知事 鈴木 英 敬



諮問理由

【桑名市源十郎新田事案】

三重県桑名市源十郎新田事案については、員弁川河川敷において、平成19年9月28日に油の滲出が認められ、その後、平成22年10月6日には、回収した油からPCBが検出されたことから、滲出油の流出防止に係る緊急措置を講じたところです。これにより河川への油の滲出は抑制されているものの、本事案地には、依然としてPCBを含む油が地中にあり、生活環境保全上の支障等があることから、行政代執行による措置を講ずることとし、特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法（以下、「産廃特措法」という。）に基づく実施計画の策定にあたって、県が行った対応内容及び今後の取り組むべき再発防止策について、貴委員会に諮問し、平成24年10月に答申をいただきました。

この答申を受けて再発防止に取り組むとともに、本事案については、PCBの投棄者を特定できなかつたため、行為者不明として公告を行い、産廃特措法に基づく国の支援を得て、平成25年4月に行政代執行を開始したものです。

現在、支障除去対策として、汚染拡散防止のため汚染範囲を鋼矢板で囲い込み、汚染源域及び河川への油の滲出リスクが高いエリアから油回収を進めるなど対策を講じているところであり、汚染源域の掘削により発生した廃棄物に関する新たな情報も含め、行為者の特定にかかる原因者調査を継続して行っています。

本事案地内のうち、過去に石油精製事業者が産業廃棄物を埋め立てていた区域（以下、「旧最終処分場エリア」という。）においてもPCB汚染が生じている状況にあることから、PCB汚染廃棄物の処理体制が整備されてきた現状にあることを踏まえ、技術検討専門委員会において対策方法に関する検討を始めたところです。

今後、旧最終処分場エリアにおいて県が対策を行うにあたって、産廃特措法に基づく実施計画を変更する必要があることから、前回、貴委員会から評価検証を受けた以降において、県が行った対応等について調査検討をいただき、今後の産業廃棄物行政の推進に役立てていくため、貴委員会から意見を求めるものです。

特定産業廃棄物事案に関する調査検討委員会 委員名簿

氏名	所属・職名
北見 宏介	名城大学法学部 准教授
佐脇 敦子	弁護士
田中 勝	鳥取環境大学 客員教授
西川 源誌	弁護士
藤倉 まなみ	桜美林大学リベラルアーツ学群 教授

(五十音順・敬称略)